

はやぶさ

Hayabusa

Sagamihara
Corporation Association's
magazine

2018.5
相模原法人会広報誌
No.213 隔月刊



INDEX

会活 2

法人会を支えるひと

有限会社 青史堂印刷
河原 政司さん 3

ハイライト

平成30年度
税制改正法案可決、
法人会の改正要望実現へ 4

平成30年度
事業計画案及び予算案 10

活動フラッシュ 12

2018年2月～3月

相模原税務署からのお知らせ

平成30年度 税務職員募集
平成30年度 国税庁経験者
(国税調査官級)募集 14

はやぶさ花子の食べある記

(有)小川フェニックスSweet eggs ... 16

相模原法人会からのお知らせ

パソコン教室受講の方に
受講料の一部を負担致します 18
新会員紹介(平成30年2月・3月) 18

読者プレゼント

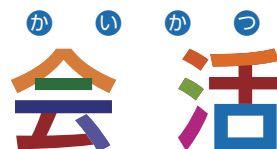
「鳳凰卵山吹」と
「卵屋のこだわりカステラ」..... 19

[表紙] 相模原の風景

『ホバリングする昆虫は?』

花に止まらずホバリングしながら、蜜を吸う蛾は「ホウジャク」です。はち鳥に似ています。オニアザミの周りで目に止まらぬ速さで飛翔しながら、長い吸い口を伸ばし、おいしそうに蜜を吸っています。

撮影地/緑区城山公園 撮影/松田廣司



～法人会の活動予定～

★印 ご案内・お申込書が同封されています。

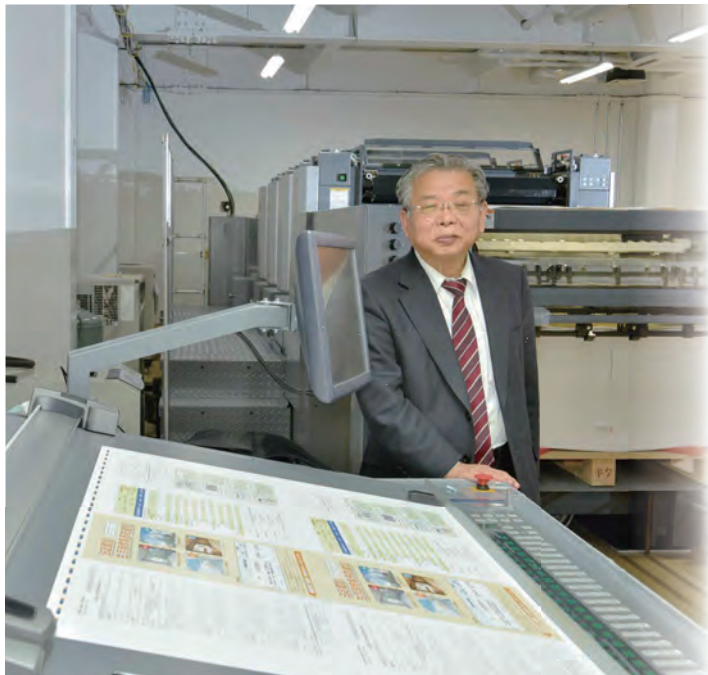


5月

- 4日(金) 🍡 相模の大凧まつり
- 5日(土)
- 18日(金) 📖 新設法人説明会[相模原法人会館]
- 20日(日) 🌸 上溝支部 花の植え替え[原当麻駅]
- 22日(火) 📖 決算法人説明会[高相合同庁舎]
- 22日(火) 📖 会計に意思を持つ!「管理会計」のススメ[第2回][相模原法人会館]
- 23日(水) 📖 会計に意思を持つ!「管理会計」のススメ[第2回][相模原法人会館]
- 28日(月) 📖 決算法人説明会[相模原法人会館]
- 29日(火) 🍷 青年部会事業報告会・懇親会[ホテルラポール千寿閣]
- 30日(水) 📖 決算法人説明会[相模湖交流センター]
- 30日(水) 📖 福利厚生制度推進連絡協議会[相模原法人会館]
- 31日(木) ⚖️ 法律相談[相模原法人会館] ★

6月

- 6日(水) 📖 源泉所得税研修会(平成30年度改正のあらまし)[相模原法人会館] ★
- 15日(金) 🏠 第6回通常総会[けやき会館]
- 21日(木) 📖 大野南支部 税務研修会[ホテルラポール千寿閣]
- 22日(金) 🏠 県連通常総会・功労者表彰式[横浜ベイホテル東急]
- 26日(火) 📖 会計に意思を持つ!「管理会計」のススメ[第3回][相模原法人会館]
- 26日(火) 📖 会計に意思を持つ!「管理会計」のススメ[第3回][相模原法人会館]
- 27日(水) 📖 会社のおカネ無駄にしていますか?・におい袋作り体験 ★
[相模原市民会館]
- 28日(木) 💰 税務相談[相模原法人会館] ★
- 28日(木) 📖 決算法人説明会[相模原法人会館]



法人会を支える

ひと

有限会社 青史堂印刷
代表取締役

かわはら まさし

河原政司さん

大野中第2地区



古代の印刷物への憧れと 最新設備投資 決断の胸中

青史堂印刷は3月初旬に完成した新社屋内に印刷工場があり、デザインから発送までワンストップで任せられる会社です。

代表取締役の河原政司さんは横浜出身。小学生の時、熱心に音楽を指導してくれた先生と、今も毎年、交流しているそうです。

大学卒業後は印刷会社へ就職。1年後、転職しロールスクリーンの市場開発を手掛けるも26歳で辞めた後「何もせず気がいたら29歳。同級生たちは中堅の入口で忙しく、自分も…と思いました。もう求人が無い。自分でやる以外ないな」と勤務経験を活かし印刷会社を興こします。

「全く何もなく、鉛筆1本から始めましたから、仕事をもらえるのが不思議でした。お客様の要求するものを、どれだけきっちりと納められるか、それだけを大切にしてきました」と振り返ります。

現在の状況については「印刷業の市場規模は、バブル最盛期の約8兆円から現在5兆円にまで縮小しています。そんな中で普通は、新たな投資はしません。でも考え方によっては、5兆円もあるわけです。今年69歳で本来なら終活を考え始める頃ですが、やはり社員のこと考えると、簡

単にやめるわけにもいきません。そんな思いから、相模原市で希少なA全判印刷機を3月に導入しました。紫外線を当てることで瞬時にインキが乾くため、乾燥待ち時間が不要。後工程にスムーズに移行でき、短納期の案件にも対応ができます。徐々に稼働し始めたところ。これからもいろいろ手がけていきたいです」と胸中を語っていただきました。

地域への貢献も熱心で「相模原よさこいRANBU! の実行委員会事務局長を16年間続けていて、法人会も参加してもらい、出店やPR活動をしていただいています」とのこと。

コレクションにも河原さんの思いが詰まっています。棚から木製の塔のレプリカを出し「百万塔陀羅尼を印刷した紙が、この中に入っていたそうです。制作年代が確認できる最古の印刷物で、本物は300万円位です。欲しくてオークションに出る度、入札に行くのですが、女房の顔が浮かんで手が届かないんです(笑)。でも、私みたいな人間についてきてくれて、女房の全てにいつも感謝しています」と聞かせていただきました。

インタビュー後、導入したばかりの印刷機を拝見しました。猛スピードで、大量の大きな紙が1枚ずつ飛ぶように送られていました。

平成30年度 税制改正法案可決、法人会の改正要望実現へ

平成30年度税制改正法案である国税及び地方税関係の法案が、3月衆参両議院本会議で可決成立いたしました。

平成30年度税制改正では、働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点から、個人所得課税の見直しを行うとともに、デフレ脱却・経済再生の実現に向け、賃上げや設備投資を後押しする税制上の措置を講じ、さらに中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充等が行われました。



法人会では、昨年9月に「平成30年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行っており、今回の改正では、中小法人向け税制や事業承継に関する税制の見直しなど法人会の提言事項の一部が盛り込まれました。

Chapter 1

法人課税

(1) 中小企業における賃上げの促進に係る税制

中小企業の持続的な賃上げを促す観点から、所得拡大促進税制が見直されます。その年（平成30～32年度）の平均給与等支給額が前年度の平均給与等支給額より1.5%以上増加した場合には、給与等支給増加額の15%の税額控除（法人税額の20%が上限）が適用できます。

さらに、高い賃上げや教育訓練費の増加等の要件を満たせば、10%の税額控除率（法人税額の20%が上限）が上乗せされます。

要件等

■要件

- ・継続雇用者給与等支給額：対前年度増加率 1.5%以上

■税額控除

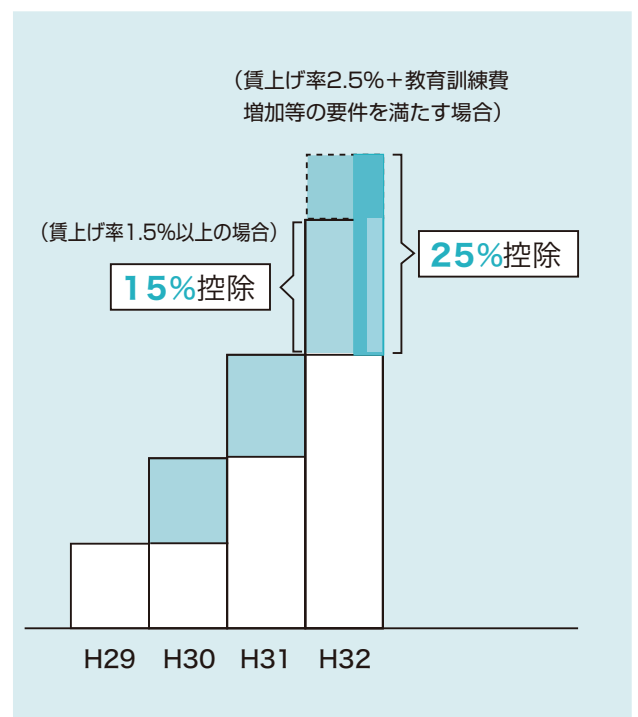
- ・給与等支給総額の対前年度増加額の15%の税額控除
- ・継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件^{*}を満たす場合には、控除率を10%上乗せ（→合計25%）
- ・税額控除額は法人税額の20%を限度

^{*}教育訓練費増加等の要件：次のいずれかの要件

- ①当期の教育訓練費≥前期の教育訓練費の平均の1.1倍
- ②中小企業等経営強化法の認定に係る経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたことの証明

適用期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度に国内雇用者に対して給与等を支給する場合に適用されます。



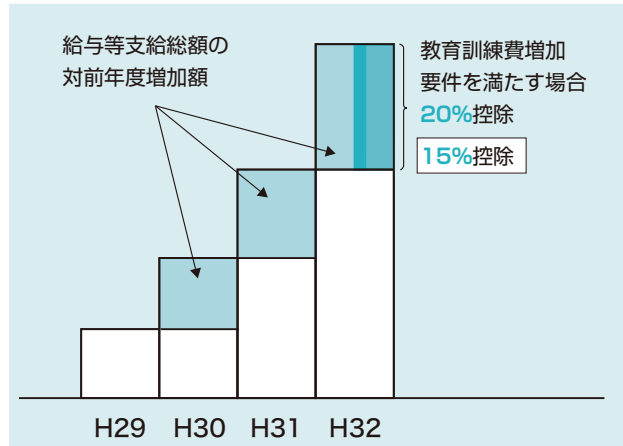
(2) 大企業における賃上げ及び投資の促進に係る税制

大企業（資本金の額等が1億円超の法人など）については、①その年（平成30～32年度）の平均給与等支給額が前年度の平均給与等支給額より3%以上増加、②国内の設備投資額が当期の減価償却費の9割以上を占める場合には、給与等支給増加額の15%の税額控除（法人税額の20%が上限）が適用できます。

また、教育訓練費の増加（対前年度20%以上増加）の要件を満たせば、5%の税額控除率（法人税額の20%が上限）が上乗せされます。

要件等

- **要件**
 - ・ 継続雇用者給与等支給額：対前年度増加率3%以上
 - ・ 国内設備投資額：当期の減価償却費の総額の9割以上
- **税額控除**
 - ・ 給与等支給総額の対前年度増加額の15%の税額控除
 - ・ 教育訓練費増加要件（当期の教育訓練費≧前期・前々期の教育訓練費の平均の1.2倍）を満たす場合には控除率を5%上乗せ（→合計20%）
 - ・ 税額控除額は法人税額の20%を限度



(3) 情報連携投資等の促進に係る税制

企業の内外におけるデータを連携・高度利活用すること等により生産性の向上を図る等、「生産性向上特別措置法（仮称）」の要件を満たすものとして認定された計画に基づく投資の促進に係る税制（特別償却又は税額控除）を創設します（3年間の措置）。

要件等

- 1. 計画の認定**
 - ① **データ連携の内容**
 - ・ 社外データやこれまで取得したことのないデータを社内データと連携
 - ・ 企業の競争力における重要データをグループ企業間や事業所間で連携
 - ② **セキュリティ面**
 - 必要なセキュリティ対策が講じられていることをセキュリティの専門家が担保
 - ③ **生産性向上目標**
 - 投資年度から一定期間において、以下のいずれも達成見込みがあること
 - ・ 労働生産性：年平均伸率2%以上
 - ・ 投資利益率：年平均15%以上

など
- 2. 継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率≧3%**

課税の特例の内容

●認定された事業計画に基づいて行う設備投資について、以下の措置を講じる。

対象設備	特別償却	税額控除
※ ソフトウェア 器具備品 機械装置	30%	[要件1.2.を満たす場合] 5%（法人税額の20%を限度） [要件1.のみを満たす場合] 3%（法人税額の15%を限度）

最低投資合計額：5,000万円

※開発研究用資産を除く。
器具備品及び機械装置にあつては、ソフトウェアと同時に取得するものに限る。

(4) 大企業に対する租税特別措置の適用要件の見直し

所得が増加（当期所得金額＞前期所得金額）しているにもかかわらず、賃上げや国内設備投資をほとんど行わない大企業については、次のいずれにも該当しない場合、生産性の向上に関連する租税特別措置法の一部（研究開発税制その他一定の税額控除の規定）は適用できなくなります。ただし、所得金額が前年度の所得金額以下の場合、対象外となります。

- ①平均給与等支給額が前年度の平均給与等支給額を超えること
- ②国内設備投資額が当期の減価償却費の10%の金額を超えること

適用期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

(5) 交際費課税の特例措置の延長

法人会の提言

平成26年度税制改正において拡充された交際費課税の特例措置については、適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、その延長を求める。

実現

中小企業の交際費を800万円まで全額損金算入を可能とする特例措置が2年（平成32年3月31日まで適用期限）延長されます。

(6) 中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の延長

法人会の提言

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

実現

従業員1,000人以下の中小企業が30万円未満の減価償却資産を取得した場合の即時償却制度が2年（平成32年3月31日まで適用期限）延長されます。

(7) 欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置の延長

事業年度に欠損金額が生じた場合、欠損金が生じた事業年度開始の日の前1年以内に開始した事業年度の所得金額に繰戻し、すでに納めた法人税から欠損金の分を還付することができる、欠損金の繰戻し還付制度ですが、その不適用措置が2年（平成32年3月31日まで適用期限）延長されます。

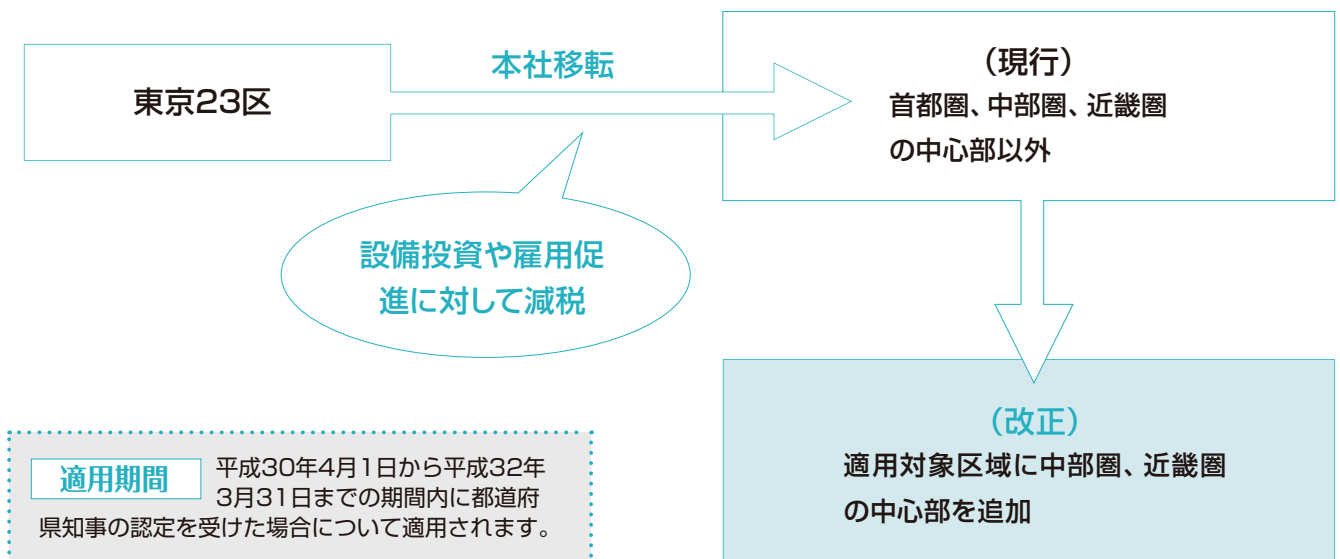
ただし、中小企業（平成21年2月1日以降に終了する各事業年度）については、その不適用措置の対象から除外されます。

(8) 地方拠点強化税制の延長・拡充

平成27年に創設された地方拠点強化税制が2年延長されるとともに制度の拡充が図られます。同税制には、拡充型と移転型があり、オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却15%又は税額控除4%（拡充型）、特別償却25%又は税額控除7%（移転型）のいずれかを選択適用できます。また、雇用促進税制の特例についても、適用年度中に雇用者数を5人以上（中小企業は2人以上）増加させるなど一定の要件を満たした場合、法人税の税額控除が適用できます。

改正案では、雇用促進税制の特例の一定の要件として、雇用者増加人数が法人全体ではなく、拡充・移転先施設の増加人数とされるほか、雇用増加率が拡充型8%以上、移転型5%以上（現行：拡充型・移転型ともに10%以上）に引き下げられます。

また、東京23区から中部圏中心部や近畿圏中心部への本社の移転に対しても適用が可能となります。



Chapter 2

資 産 課 税

(1) 事業承継税制の拡充

法人会の提言

本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。

実現

日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じて生産性を上げる観点から、10年間の特例措置として、事業承継税制が抜本的に拡充されます。

相続・贈与時に納税負担が生じないように、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に特例承継計画（仮称）^(注)を作成して相続・贈与による納税猶予制度を適用して事業承継を行う場合は、経営者が保有する全ての株式が納税猶予の対象となり、納税猶予割合が80%から100%に引き上げられます。また、将来の税負担に対する不安を軽減するため、雇用確保要件の緩和、経営環境の変化に対応した減免制度の創設、複数人による承継が措置されます。

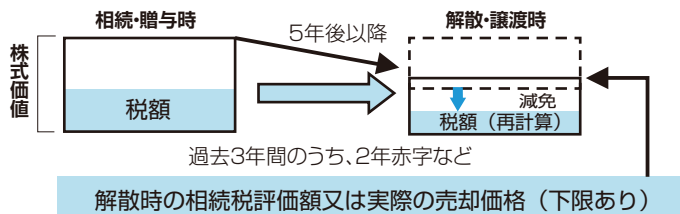
^(注) 特例承継計画（仮称）とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受け作成した計画で、当該会社の後継者、承継時までの経営見通し等が記載されたものをいいます。

事業承継税制の特例の概要

	現行	改正
納税猶予株式	発行済議決権株式総数の3分の2	経営者が保有する全ての株式
納税猶予割合	80%	100%
雇用確保要件	事業承継後5年間の平均で、8割以上の雇用維持が必要	雇用確保要件を満たさない場合でも、その理由と認定経営革新等支援機関の意見を記載した書類を都道府県に提出すれば、納税猶予が継続
経営環境の変化に対応した減免制度（後継者が解散・譲渡を行う場合）	事業承継時の株価を基に相続・贈与税を課税	解散・譲渡時の評価額を基に再計算を行い、事業承継時の株価を基に計算した納税額との差額を減免
適用対象者の拡大	先代経営者の主な要件 代表権を有する先代経営者1人の者から贈与等により取得する株式が対象	代表者以外の者から贈与等により取得する株式も対象
	後継者の主な要件 代表権を有する後継者1人	代表権を有する後継者（最大3人まで）。総議決権数の10%以上を有する者に限る

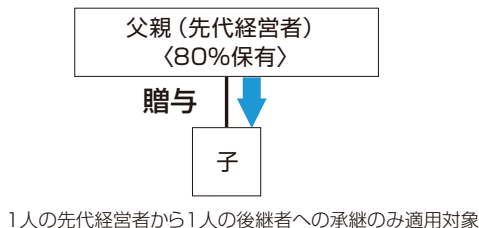
経営環境の変化に対応した減免制度

現行制度では、相続・贈与による納税猶予制度を適用して事業承継を行った後に、後継者が会社を解散・譲渡を行う場合、事業承継時の株価を基に相続・贈与税が課税されます。今後は、株価が下落した場合においても、経営環境の変化を示す一定の要件を満たせば、解散・譲渡時の株価を基に納税額を再計算し、事業承継時の株価を基に計算した納税額との差額を減免する制度が創設されます。



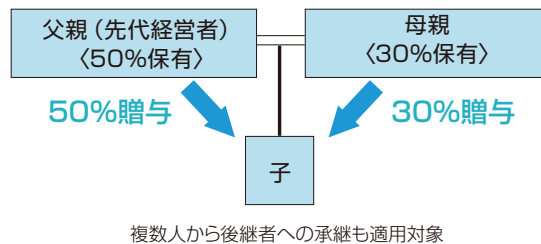
現行制度では、1人の先代経営者から1人の後継者への相続・贈与のみが納税猶予の対象とされています。今後は、先代経営者に限定せず親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者（最大3人）への事業承継も納税猶予制度の対象とされます。

【現行制度】

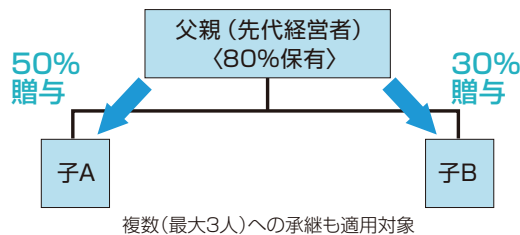


【改正】

〈複数人からの承継〉



〈複数人への承継〉



適用期間

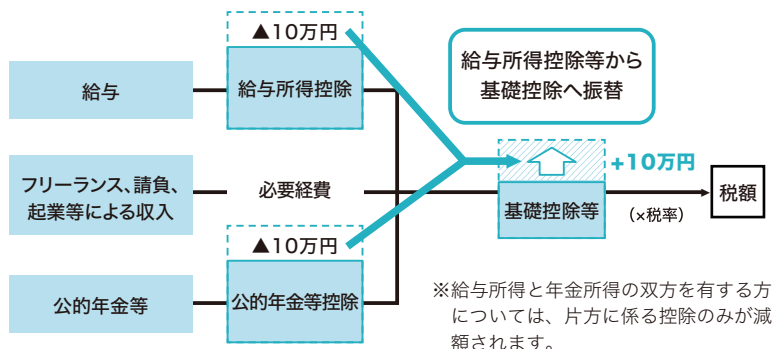
平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間に相続又は贈与により取得する財産について適用されます。

Chapter 3

個人所得課税

(1) 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額を10万円引き上げます。

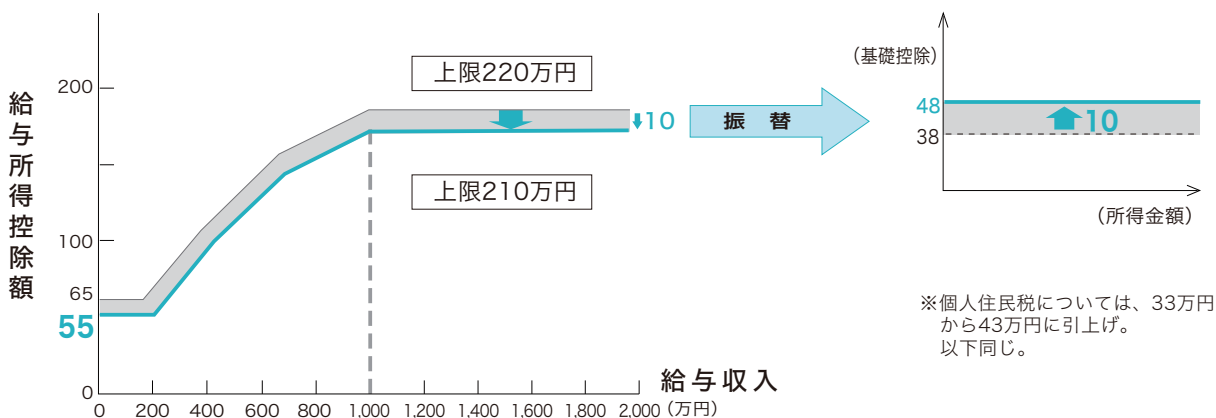


(2) 給与所得控除の適正化

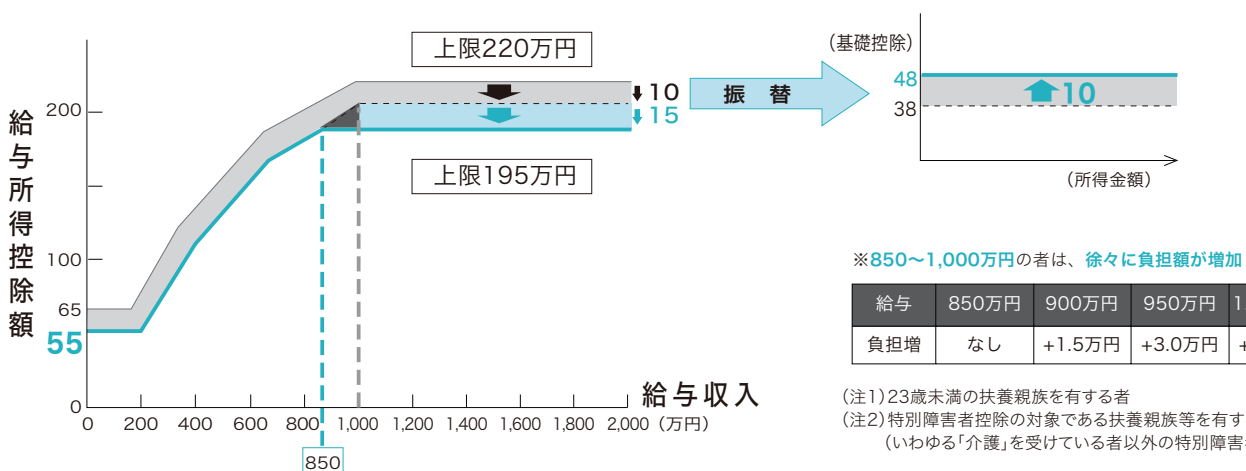
給与所得控除については、実額の勤務関連経費や諸外国の水準と比べても過大となっているとの指摘がなされてきたことを踏まえ、「控除額を主要国並みに漸次適正化する」との方針の下、段階的に見直しを進めてきています。

今回の改正でも、これまでの方針に沿って、給与収入が850万円を超える場合の控除額を195万円に引き下げます。ただし、子育てや介護に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等に負担増が生じないよう措置を講じます。

子育て世帯(注1)・介護世帯(注2) → 負担増なし



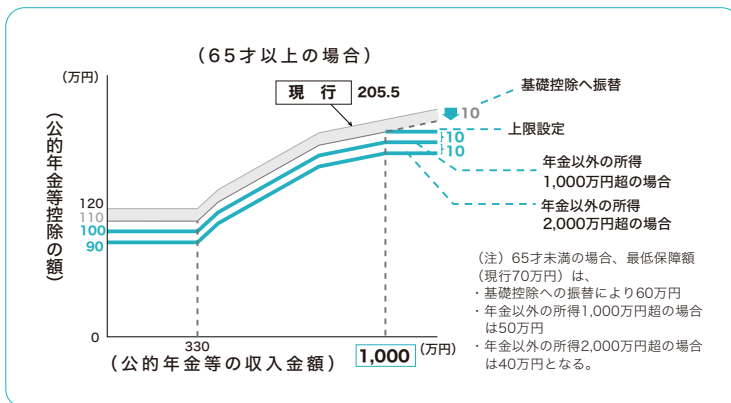
子育て世帯(注1)・介護世帯(注2) 以外 → 850万円超から徐々に負担増



(3) 公的年金等控除の適正化

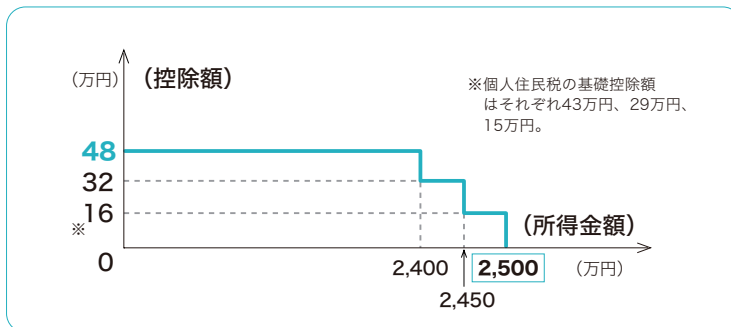
公的年金等控除については、給与所得控除とは異なり控除額に上限がなく、年金以外の所得がいくら高くても年金のみで暮らす者と同じ額の控除が受けられるなど、高所得の年金所得者にとって手厚い仕組みになっているとの指摘がなされてきました。

こうした点を踏まえ、世代内・世代間の公平性を確保する観点から、公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に195.5万円の上限を設けます。また、公的年金等以外の所得金額が1,000万円超の場合は、控除額を引き下げます。



(4) 基礎控除の見直し

基礎控除については、所得の多寡によらず一定金額を所得から控除する所得控除方式が採用されていますが、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要は乏しいのではないかと指摘がなされてきたことを踏まえ、合計所得金額2,400万円超で控除額が逡減を開始し、2,500万円超で消失する仕組みとします。



Chapter 4

地方税関係

中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例の創設

法人会の提言

- ・ 持続的で力強い成長サイクルを構築するためには、大胆な規制改革を中心とした戦略の立て直しが必要である。そのためには地域経済と雇用を担う中小企業の活性化も不可欠であり、地方創生戦略との連携や税制面をはじめとした多角的な環境整備が求められる。
- ・ 償却資産に対する固定資産税については、将来的には廃止も検討すべきである。

実現

中小企業の投資を後押しする観点から、中小企業が取得した一定の要件を満たす償却資産に係る固定資産税の特例が創設されます。中小企業が労働生産性を年平均3%以上向上させる認定を受けた一定の機械装置等を取得し、生産、販売活動等の用に直接供した場合、当初3年間の固定資産税の課税標準をゼロ～1/2の範囲内で各市町村の条例で定める割合に軽減されます。

なお、平成28年度税制改正で創設された中小企業が取得した生産性向上設備に係る固定資産税の特例については、期限の終了(平成31年3月31日)をもって廃止されます。

対象者	・ 先端設備等導入計画(仮称)の認定を受けた中小企業者等
対象設備	生産性要件が旧モデル比で年平均1%以上向上する以下の設備 ・ 機械装置(160万円以上、販売開始10年以内) ・ 測定工具及び検査工具(30万円以上、販売開始5年以内) ・ 器具備品(30万円以上、販売開始6年以内) ・ 建物附属設備(60万円以上、販売開始14年以内)
要件	・ 市町村の導入促進基本計画(仮称)に適合 ・ 労働生産性が年平均3%以上向上と認定 ・ 生産、販売活動等の用に直接供されるもの
税制措置	固定資産税の課税標準が、当初3年間に限り、ゼロ～1/2の範囲内で各市町村の条例で定める割合に軽減

適用期間

生産性向上の実現のための臨時措置法(仮称)の施行の日から平成33年3月31日までに取得をした場合に適用されます。

平成30年度 事業計画案及び予算案承認

平成30年3月23日の理事会において、当会の平成30年度事業計画案及び予算案について審議し、満場一致で承認されました

平成30年度においては、法令及び定款を遵守した活動及び法人会の基本指針に則った運営を基本方針とし、公益社団法人としての運営、会員の質的向上、組織の維持・強化、税務行政への協力等を重点事項としています。

また、予算に関しましては、経常費用のうち、公益目的事業費を64%の比率としています。

以下、平成30年度事業計画抄及び予算抄を掲載します。尚、詳細につきましては、ホームページで情報公開しておりますのでご確認ください。

平成30年度事業計画

I 基本方針

公益社団法人として法令及び定款を遵守し、自立した存在として、経理的基礎及び技術的能力を有し、不特定多数の者の利益の増進に資するための事業が、安定的かつ継続的に適切に行われるよう自らがバランスを図り、国民に対して事業運営の情報開示を行い、民による公益の増進に寄与する。

法人会の基本的指針に則り、定款に定める当会の目的を達成するために、公益目的事業及び会員の福利厚生や会員支援事業を積極的に実施し、よき経営者を目指すものの団体として、税務行政の円滑な運営に寄与し、さらに、県内外の単体会及び連合会、または、他の税務行政協力団体と連携を保ちつつ、組織の拡大強化、事業内容のより一層の充実を図る。

II 重点事項

1. 公益社団法人としての運営
2. 定款に定めた目的達成のための事業活動
 - (1) 公益目的事業の実施
 - (2) 会員の福利厚生や会員支援事業の実施
3. 会員の質的向上
4. 組織の維持・強化
5. 税務行政への協力
6. 税務行政協力団体との協調

III 主要事業計画

1. 税知識の普及を目的とする事業

- (1) 新設法人説明会 (公益目的事業1-1)
- (2) 決算法人説明会
- (3) 税務相談
- (4) 改正税法説明会
- (5) 広報誌発行による税情報や開催要領の公開
- (6) Webサイトによる税情報の発信

- (7) 源泉部会税務研修会
- (8) 女性部会及び青年部会税務研修会
- (9) 支部地区税務研修会

2. 納税意識の高揚を目的とする事業

(公益目的事業1-2)

- (1) 租税教室の実施
- (2) 租税教育用「税金体操」の推進
- (3) 相模原市主催イベント等での租税教育用「紙芝居」実施
- (4) 相模原市主催イベントでの税金クイズ等
- (5) 地域イベント参加による税金クイズ等
- (6) 税に関する絵はがきコンクール

3. 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

(公益目的事業1-3)

- (1) 法人会全国大会
- (2) 公益財団法人全国法人会総連合税制セミナー
- (3) 税制改正要望アンケートの実施
- (4) 一般社団法人神奈川県法人会連合会税制セミナー
- (5) 税制改正要望書の関係機関への提出
- (6) 全国青年の集い
- (7) 全国女性フォーラム

4. 地域企業の健全な発展に資する事業

(公益目的事業2)

- (1) 労務相談
- (2) 法律相談
- (3) 経営研修会(本部・部会・支部)
- (4) 年末調整説明会
- (5) インターネットセミナー(セミナーオンデマンド運営管理)

5. 地域社会への貢献を目的とする事業

(公益目的事業3)

- (1) 会員大会講演会やシンポジウム
- (2) 健康セミナー(部会・支部)
- (3) 女性部会絵手紙作成及び寄贈

- (4) 女性部会タオル収集及び寄贈
- (5) 女性部会使用済み切手収集及び寄贈
- (6) チャリティイベント(本部・支部)
- (7) 地域イベントへ参加(支部)
- (8) 地域美化運動
- (9) 中学生職場体験支援事業
- (10) 一般社団法人神奈川県法人会連合会
森林再生事業
- (11) その他会員及び一般に有益な事業(支部地区)

6. 会員の交流に資するための事業

- (1) 新年賀詞交歓会
- (2) 理事、監事、委員会、支部、部会等交流会
- (3) 厚生親睦旅行
- (4) 支部・部会親睦交流事業
- (5) 支部会員交流会
- (6) 支部施設見学会
- (7) 他団体との交流会

7. 会員の福利厚生等に関する事業

- (1) 福利厚生制度普及推進
 - ① 経営者大型保障制度の普及推進
 - ② 経営保全プランの普及推進
 - ③ がん保険制度の普及推進
- (2) 福利厚生制度推進連絡協議会
- (3) 成人病検診
- (4) パソコンセミナー割引
- (5) 葬儀・儀式サービス
- (6) 貸倒保障制度普及促進
- (7) 貸会議室の利用推進

8. その他本会の目的を達成するために必要な事業

- (1) 会の意思決定機関の総会及び理事会、各事業を具体化するための委員会及び部会、会活動の充実を図るための各支部及び地区での役員会等、さらに税務行政機関及び他団体との連絡協調のための会議等を実施。
- (2) その他本会の目的を達成するために必要な事業

平成30年度 正味財産増減計算書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

科目	公益目的事業	収益事業	会員交流事業	法人会計	合計
I. 一般正味財産増減の部					
i. 経常増減の部					
(i) 経常収益					
1. 基本財産運用益	0	0	0	0	0
2. 特定資産運用益	0	4,848,000	0	50,000	4,898,000
3. 受取会費	17,882,793	0	9,795,541	10,049,666	37,728,000
4. 事業収益	1,445,000	700,000	0	0	2,145,000
5. 受取補助金	20,482,200	0	550,000	0	21,032,200
6. 受取負担金	0	0	0	400,000	400,000
7. 受取寄付金	455,000	0	0	0	455,000
8. 雑収益	700,000	0	0	30,000	730,000
経常収益計	40,964,993	5,548,000	10,345,541	10,529,666	67,388,200
(ii) 経常費用					
1. 事業費	43,470,993	3,072,800	10,728,541	0	57,272,334
2. 管理費	0	0	0	7,913,358	7,913,358
経常費用計	43,470,993	3,072,800	10,728,541	7,913,358	65,185,692
当期経常増減額	△ 2,506,000	2,475,200	△ 383,000	2,616,308	2,202,508
ii. 経常外増減の部					
(i) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(ii) 経常外費用					
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 2,506,000	2,475,200	△ 383,000	2,616,303	2,202,508
法人税、住民税及び事業税	0	400,000	0	0	400,000
当期一般正味財産増減額	△ 2,506,000	2,075,200	△ 383,000	2,616,303	1,802,508
一般正味財産期首残高					244,988,533
一般正味財産期末残高					246,791,041

研修会 2/18(日)

大沢支部



チョークアート講習会

内容/流行りのチョークアートでアイキャッチ抜群、集客力アップの黒板POP作り 講師/POP広告クリエイター 長谷川良子氏 場所/相模原市産業会館

研修会 3/7(水)・8(木)

源泉部会



e-Tax実務研修会

講師/相模原税務署 源泉担当官 場所/相模原法人会館

活動フラッシュ

2018年 2月▶3月

研修会 3/8(木)

相模湖地区



健康サポート講習会

内容/リンパの流れを良くして体内に溜まった老廃物や毒素を排除し、疲労回復とスリムなボディづくりにも効果のあるリンパ体操実施 講師/株式会社リンパジャパン代表取締役 一般財団法人日本リンパ協会代表理事 池田ことみ氏 場所/相模湖交流センター

研修会 3/14(水)

厚生委員会



健康セミナー

内容/最先端医療の現状 ～ここまで進んだがん治療～ 講師/医療ジャーナリスト 松井宏夫氏 場所/相模原法人会館

研修会 3/18(日)

中央南支部



健康セミナー

テーマ/いざという時のために知っておきたい介護 講師/医療法人社団友友会 グリーンヒルズ高齢者自立支援センター長 神田美穂氏 場所/相模原法人会館

講演会 3/25(日)

田名支部



講演会

内容/鈴木加奈子トロンボーン演奏とトーク 講師/トロンボーンソリスト 鈴木加奈子氏 場所/相模原市田名公民館 大会議室

親睦事業 2/21(水)

厚生委員会



内容 / 来宮神社参拝と三島スカイウォークと網代「浜料理 藤哲」昼食

親睦旅行 2/25(日)

中央南支部



内容 / 寿司バイキングの昼食と日本平ロープウェイと久能山東照宮

親睦事業 3/8(木)

相模台支部



内容 / 国立印刷局小田原工場、小田原城、湯本富士屋ホテルディナー

社会貢献事業 2/24(土)

上溝支部



内容 / JR相模線 花の植え替え

社会貢献事業 3/11(日)

大野中第二地区



内容 / 古淵周辺地域のゴミ拾い

社会貢献事業 3/13(火)

中央北支部



内容 / 中央北支部地域のゴミ拾い

社会貢献事業 3/31(土)

大野南支部



内容 / 射的等の実施や、税に関する資料の配布
場所 / 松ヶ枝公園

社会貢献事業 4/1(日)

津久井地区



内容 / 法人会のPR活動
場所 / 津久井湖観光センター

平成30年度 税務職員募集

Pride of the Specialist
～公平な世の中を創る、志～

適正・公平な課税の実現を、
我々と一緒に目指してみませんか。

税務職員とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇ 受験資格
- 1 平成30年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成31年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
 - 2 人事院が1に掲げる者に準ずると認める者
- ◇ 申込手続
- 1 申込方法
インターネット申込み
人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。
[<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>]
 - 2 受付期間
平成30年6月18日(月)9時～平成30年6月27日(水)[受信有効]
 - 3 受験案内交付期間
平成30年5月8日(火)～平成30年6月27日(水)
9時～17時(土・日曜日及び祝日を除く。)
 - 4 受験案内交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)
(注) 人事院ホームページからもダウンロードすることができます。
[<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>]
- ◇ 試験日
- | | |
|-------|--|
| 第1次試験 | 平成30年9月2日(日) |
| 第2次試験 | 平成30年10月10日(水)～平成30年10月19日(金)のうち、
指定された日時 |

(注) 詳細については、お気軽に相模原税務署総務課(TEL 042-756-8211 内線411)までお尋ねください。

平成30年度 国税庁経験者(国税調査官級)募集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

適正・公平な課税の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

人事院では、30歳以上の社会人経験者を対象とした「国税庁経験者採用試験(国税調査官級)」を実施しています。

試験の概要については下記のとおりです。

なお、採用後は、税務大学校において約3か月の研修を受けた後、各国税局(国税事務所)管内の税務署に配属され、国税調査官又は国税徴収官に任用されます。

興味のある方は、東京国税局総務部人事第二課試験係までお気軽にお問合せください。

記

◇試験概要 平成30年度の試験概要については、平成30年7月頃に官報公告及び国税庁ホームページへ掲載となる予定です。

◇問合せ先 東京国税局総務部人事第二課試験係(TEL 03-3542-2111 内線2163)

【参考:平成29年度の実施状況】

◇最終合格者数(全国):244名

◇受験資格 平成29年4月1日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者

◇試験日程 (1) 受験申込受付期間 8月中旬
(2) 試験実施期間 9月から12月まで
(3) 最終合格発表 12月下旬

◇求める人材 (1) 公務に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意を有する者
(2) 課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力を有する者
(3) 大学卒業後、民間企業、官公庁等において正社員・正職員として従事した職務経験が平成29年7月1日現在で通算8年以上となる者であって、これらの職務経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力を有する者
(4) 採用後の研修又は職務経験を通じてその知識及び能力の向上が見込まれる資質を有する者
(5) 特に次のいずれかの職務経験等を有する者
・公租公課に関する職務
・財務・経理に関する職務
・税理士・公認会計士等の業務の補助に関する職務
・資金の貸付けや運用に関する職務
・経営分析などの経営管理に関する職務
・情報処理、データ活用、電子商取引など情報システム(ICT)を活用する職務
・海外企業との折衝及び外国語の知識を必要とする職務
・営業等、対人折衝を必要とする職務



●麻溝台地区

(有)小川フェニックス

スイート エッグス

Sweet eggs

大人気のシュークリーム。9時半・11時半・13時半・15時半(土日祝日のみ)に焼きあがる。土日祝日の11時半と13時半は80個、他は40個。



近隣への思いから
誕生した美味しい卵料理の
カフェレストラン



人気メニューの一つ『たまご屋さんのオムライス』



榎本まゆみさん
店長。卵拾いから始め勤務歴20年。「お客様が楽しそうにお食事なさったり、嬉しそうにお買いものなさる時、喜びを感じます。スタッフの皆が、日々、がんばってくれています」と語る。

❁ 美味しい卵の評判が伝わり、県外からも大勢の人が訪れるという相模原の人気スポット『たまご街道』。街道沿いに並ぶ店舗の1つ、スイートエッグスさんを訪ね、開店の経緯を伺いました。

❁ 約20年前、プレハブで卵とプリンの販売を始めたのですが、地元のお

客様にもっと喜んでもらいたくて、5年前に卵料理をご提供できるお店をオープンしました。

❁ とても賑わっていますね。お店の特長を教えてください。

❁ 生み立ての卵を使ったお料理やスイーツを出しています。すぐ隣にある養鶏場の直売店ならではの長です。そ



2013年オープン。主に平日は女性客、休日は家族連れでにぎわう。

どんなお店？

養鶏を行う(有)小川フェニックスが営むカフェレストラン。テーブル席の他、個室やテラス席(計約45席)もある広々とした店内では、卵料理やデザートを味わえる。販売コーナーでは卵やスイーツ、新鮮野菜などが購入でき、地方発送も行う。ホームページより通販も可能。

相模原市南区麻溝台5-14-39

TEL.042-705-7313

営業時間

月	火水木	金
9:30~18:00	9:30~21:00	9:30~22:00
土	日	祝日
7:00~22:00	7:00~21:00	7:00~各曜日の終業時刻

※休業日 1月1日~3日



れから毎月新しいランチメニューを1品出しています。

花 鮮度抜群の卵を使っているのですね。卵の美味しさの秘密を伺うことはできますか？

櫻 卵黄は盛り上り卵白には弾力があります。コクがあって生で食べるのにおすすめなのが『山吹』。さっぱりしていて色々なお料理に向いているのが『鳳凰』です。餌にこだわり、擦ったばかりのゴマや魚粉、ウコンなど鶏の身体にいいものを混ぜています。配合によって卵の味も変わります。

花 美味しい卵を産む鶏も、美味しいものを食べているのですね。代表的なメニューをご紹介いただけますか？

櫻 オムライスとシュークリームです。オムライスは『山吹』を3個使って仕上げています。中のとうもろこしも自家製です。シュークリームは時間限定の販売で、20分位前から行列ができて、焼き上がると即売り切れてしま

ます。どちらも卵そのものの風味を大切にされていてコクがあり、すごく美味しいです。うちの卵料理を大勢の方に召し上がっていただきたいです。

花 では、いただきます!……オムライスはトロリとしたコクのある卵の味をタップリ味わえて、シュークリームは皮がサクサク香ばしく、中のクリームもまろやかで、濃厚な黄味の味が口中に広がりとても美味しいです。大変な人気ですが何かご苦労なさっていることはありますか？

櫻 養鶏場の匂いですね。昔からこの麻溝台地区は養鶏が盛んでしたが、時代が移り変わって今では住宅街の中に養鶏場がある形になりました。地域の方々のご理解をいただければ、やっていけません。ご理解をいただけるよう地域との繋がりを大切にしています。

花 お店の営業も、地域への思いからなのですね。他に何か地域の理解

を得るために具体的に行っていることはありますか？

櫻 1日200~300個限定でカフェレストランご利用のお客様に1人2個まで、ゆで卵の無料サービスをしています。それから地域の小中学校の社会科学見学や職場体験を受け入れています。鶏に餌をやったり販売も体験してもらっています。

花 店内に飾ってある子どもたちからのお手紙には「黄味の色がいつも食べている卵と違って親がびっくりしていました」「シュークリームにクリームをいれるところを初めてみました」など感想が書かれ、喜ばれていますね。

櫻 社長の小川の考えですが、今後、お子さん向けの職場体験の場を創りたい。そんな計画もあります。

花 楽しみです。子どもたちの楽しそうな姿が浮かびます。本日はお忙しい中ありがとうございました。ご馳走様でした。



結婚式の引き出物にも使われるカステラ

ゆで卵の無料サービスが好評。➡



(有)小川フェニックスの鶏糞を使った近隣農家の畑で採れる新鮮野菜。



隣接する養鶏場にはおよそ35,000羽の鶏。

パソコン教室受講の方に

受講料の一部を 負担致します。



●対象事業

相模原市立産業会館で実施するパソコン教室

●要件

公益社団法人相模原法人会の会員であること。
(会員会社の従業員の方でも可)

●負担金額

1時限1,000円あたり200円

●負担方法

対象事業への受講料を支払った領収書(写し可)及び申請書(受講の際にお渡しします)を下記事務局へ持参、FAX、郵送等頂きましたら、負担金額を現金またはお振込みでお支払い致します。

問い合わせ・提出先

公益社団法人相模原法人会 事務局

〒252-0236 相模原市中央区富士見6-13-16

TEL 042-755-3027 FAX 042-753-3273

新会員紹介

平成30年2月・3月

法人名等	業種	代表者氏名	所在地	支部・地区等
有限会社 ケー・プランニング プチ・ファミリー	インテリア雑貨の販売	亀井 伸恭	相模原市南区相模大野3-2ポーノ相模大野	大野南
有限会社 ホンダハウス	建築工事	本田 英二	相模原市南区下溝123-15	麻溝
株式会社 成有	建築業	成田 昭一	相模原市南区麻溝台3692-1	麻溝台
相模エナジー 株式会社	サービス業、小売業(電力事業)	田端 宏助	相模原市南区相模台2-11-15-2-309	相模台
株式会社 星川金物	建築金物業	星川 康弘	相模原市緑区原宿4-2-7	城山
ふじみ共同法務事務所 行政書士かねもと	行政書士	兼本 理恵子	相模原市中央区富士見1-5-2三愛ビル相模原2F	賛助会員
ソルブライン	企画(町おこし)	近藤 忍	相模原市中央区星が丘1-18-9	賛助会員
相模原下九沢郵便局	金融販売、物販、通信等	毛利 友人	相模原市中央区下九沢55-6	賛助会員

情報公開に同意された方のみ掲載しています。

会議室ご利用のご案内

法人会館の会議室を ご利用いただけます。

会員の方はもちろん、一般の方も会議や研修会等にご利用になれます。飲食を伴うパーティー等や土日祝祭日のご利用も可能です。

※使用に際して、物品等の販売及び公序良俗に反した内容のご利用はできません。



- ◎当会の支部地区等の役員会・研修会……無料
 - ◎会員会社でのご利用……………会員料金
 - ◎会員以外の方のご利用……………一般料金
- ※予約状況の確認はHPにてご覧いただける他、お申込みも可能です。

本誌同封広告のご案内

「広報誌はやぶさ」に、 貴社の広告を同封いたします。

会員みなさまに隔月でお届けしております「はやぶさ」に、貴社の広告と一緒に封入することができます。どうぞご利用ください。

《発行内容》

部 数：3,500部
発行日：隔月(5・7・9・11・1・3月)

《封入広告》

寸 法：角2封筒に入る大きさ
(A4版、B4・A3版二つ折りまで可)

内 容：会員に配布するに相応しい内容であること
発行部数印刷、寸法に合うこと

料 金：30,000円(1回)

お申込み：封入希望発行月より1ヶ月前までにご連絡
ください。

今すぐハガキかFAXで！

「**鳳凰卵山吹**」 20個
と
「**卵屋のこだわりカステラ**」

**セットで5名様に
プレゼント!** 1本

応募締切り 平成30年5月31日(木)

下記の内容をご記入の上、相模原法人会事務局までFaxまたはハガキでお申込みください。

- ①希望商品名：「鳳凰卵山吹とカステラセット」
- ②郵便番号 ③ご住所 ④法人名 ⑤お名前 ⑥電話番号
- ⑦「広報誌はやぶさ」に関するご意見、ご感想など

◎当選発表はプレゼントの発送をもって代えさせていただきます。また、ご感想などをご紹介させていただく場合がございます。



会議室のご利用・プレゼントのお申込み、タオル等のご寄付、広告の同封、本誌に関するお問合せやご感想はこちらまでお寄せください。

公益社団法人 相模原法人会事務局

TEL.042-755-3027 FAX.042-753-3273
〒252-0236 相模原市中央区富士見6-13-16
<http://www.sagamiharahojinkai.or.jp>

青年部会員募集

Member recruitment

お待ちしております!

◎入会資格

相模原法人会正会員又は賛助会員の方で50歳以下の経営者、またはそれに準ずる方



青年部会研修会



事業報告会での税金体操



淵野辺東小学校租税教室

◎お問い合わせ・お申込み 公益社団法人相模原法人会事務局 TEL 042-755-3027

新しい仲間たち

①会社名 ②業種 ③支部 ④座右の銘 ⑤ひとことPR



やまざき かずき
山崎 和樹

- ①有限会社 松葉商店
- ②小売業
- ③藤野地区
- ④完全燃焼
どうせやるなら、一生懸命やる!
- ⑤緑区(旧藤野町)でプロパンガスの販売、食品スーパーを営んでおります。宜しくお願いします。



たばた こうすけ
田端 宏助

- ①相模エナジー株式会社
- ②電力事業
- ③相模台地区
- ④調和を大切に「どうあるべきか」を追求し続ける
- ⑤電力自由化が始まって2年ほど。
電気代が安くなるのは当然ですが「相模」「神奈川県央」エリアの皆様の毎月のコストを「どのようにして地方創生の力に変えるか?」を真剣にやろうとしている会社です!



ふきはら やすなり
吹春 康成

- ①YFサポート株式会社
- ②建設業
- ③上溝地区
- ④一回きりの人生はぶっつけ本番
- ⑤起業して3年目のまだまだ若輩者ですが法人会を通じて多種多様な方たちと出会い学べたらと思っています。



すずき けんじ
鈴木 賢司

- ①ミヤコホールディングス株式会社
- ②レンタル収納スペース業(トランクルーム)
- ③大沢支部
- ④One for all, All for one
- ⑤約5年前に分社化により出来た新しい会社で、相模原市内7ヶ所にセンターがあります。横のつながりを大事に、みなさんと楽しく活動をさせて頂きたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。



かねもと りえこ
兼本 理恵子

- ①ふじみ共同法務事務所行政書士かねもと
- ②行政書士
- ③賛助会員
- ④継続は力なり
- ⑤法人会の皆様との出会いを大切に、色々勉強させて頂きながら、楽しく活動してまいりたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願ひ致します。



わかい やすし
若井 靖司

- ①株式会社東京ショップレイアウト
- ②建築業
- ③南台地区
- ④為せば成る
- ⑤昭和46年に父が創業した会社です。リフォーム工事やバリアフリー工事を中心にしております。宜しくお願い致します。



つかはら ゆうた
塚原 祐太

- ①司法書士塚原事務所
- ②司法書士
- ③賛助会員
- ④向き不向きより前向きに
- ⑤地元で開業して8年目になります。地域に貢献できるよう頑張りますので皆様どうぞよろしくお願ひいたします。



すずき まこと
鈴木 誠

- ①ミヤコバス株式会社
- ②旅客運送事業(バス)
- ③上溝地区
- ④為せば成る
- ⑤地区のネットワークを広げたいと思ひます。皆様宜しくお願い致します。